

給付金の支給対象を追加します

現在北九州市では、①～③の給付金事業を実施しています。この支給対象について、令和6年3月4日より、市の制度の一部見直し、以下のとおり対象を追加します。

【対象となる給付金】

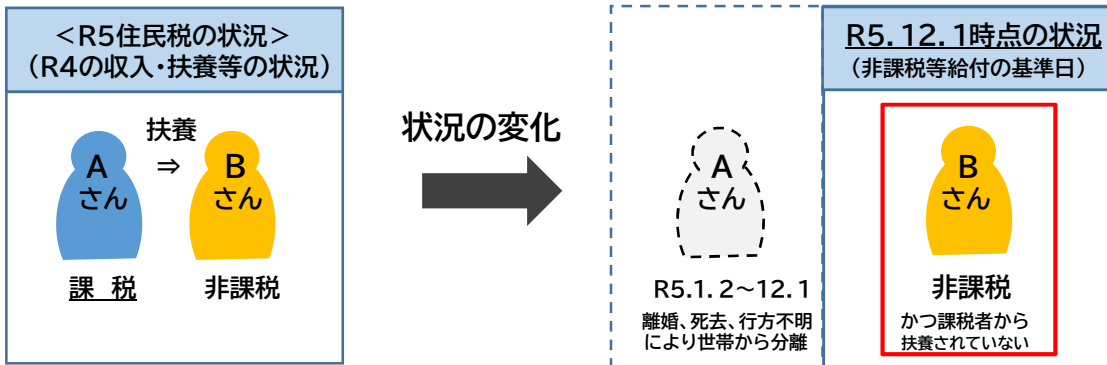
基準日(①～③共通): 令和5年12月1日

	名称	対象世帯	給付額
①	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(非課税給付)	住民税非課税世帯	1世帯 7万円
②	物価高騰対応重点支援給付金(均等割のみ課税給付)	住民税均等割のみ課税世帯	1世帯10万円
③	物価高騰対応重点支援給付金(こども加算)	①・②の対象世帯で18歳以下の児童がいる世帯	児童1人5万円

見直しの内容

上記①～③の給付金は、「世帯全員が課税者から扶養されている世帯」は支給対象外ですが、**扶養の判定について例外を設けます。**

具体的な例



【これまでの取扱い】

令和5年度住民税の状況で扶養を判定し、課税者から扶養されていた「Bさん」は、給付金の支給対象になりませんでした。

【見直し後】

令和5年1月2日から12月1日の間に、離婚、死別、行方不明(※)により、給付の基準日(令和5年12月1日)時点で課税者から扶養されていない世帯は、令和5年度の住民税の取扱いにかかわらず、**扶養されていないものと判定し、「Bさん」を給付金の支給対象とします。**

※ 警察署への行方不明者届の届出や、家庭裁判所による失踪宣告がなされている場合に限りです。

申請が必要です

事前に下記コールセンターへお電話の上、申請をお願いします
(4月30日締切) 審査の上、要件を満たす方には支給します。

最新の情報は
北九州市ホームページでご確認ください

北九州市 給付金

検索

低所得世帯への支援のための給付金
総合案内ページはこちら ▶



お問い合わせ

北九州市重点支援給付金コールセンター

TEL.0120-034-553

受付時間 平日9:00～17:00(土日祝を除く)

各区役所相談窓口 (給付金制度・支給要件等案内、申請支援)

受付時間 平日9:00～16:00(土日祝を除く)